

令和4年第10回定例会

江東区教育委員会会議録

令和4年10月21日（金）

江東区教育委員会

令和4年第10回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和4年10月21日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和4年10月21日（金）午前11時16分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、眞貝裕利子（教育長職務代理者）、鈴木清人、本田和恵、安部敏啓
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、笠間地域教育課長、棚瀬江東図書館長、佐藤文化観光課長

6 報告事項

- (1) 令和4年第3回区議会定例会（教育委員会関係）について
- (2) 令和5年度当初予算要求について
- (3) 令和4年特別区職員の給与に関する報告及び勧告について
- (4) 令和4年度校園長・幼稚園副園長・教育管理職選考受験の状況について
- (5) 令和4年度「こうとう学びスタンダード定着度調査」の結果概要について
- (6) 令和5年度江東きっずクラブB登録児童募集について
- (7) 江東区文化財の解除について

7 審議概要

本多教育長 では、ただいまより令和4年第10回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、安部委員にお願いいたします。

それでは報告事項に入ります。議事進行上の関係から、報告順序を変更し、報告事項7を先に報告することといたしたいと存じます。それではまず、報告事項7 江東区文化財の解除についてを事務局より説明願います。

文化観光課長。

佐藤文化観光課長 それでは、資料7を御覧いただきたいと思います。

文化財の解除についてでございますが、こちらにつきましては、無形文化財（工芸技術）の分ですけれども、提灯製作の渋沢昭男様がお亡く

なりになりまして、登録を解除するものでございます。

渋沢様は昭和23年生まれで、お父様の跡を継いで技術を習得したものでございますが、葬式用等の大きな高張提灯に文字や家紋を書くことが主な仕事でございました。ほかに弓張提灯なども手がけておりまして、裏面を御覧いただきますと提灯の見本がございまして、右側の大きなほうが高張提灯で、左側が弓張提灯ということで、提灯の本体のほうも作れますけれども、字や家紋を書くのが主な仕事でやってきたということでございます。

報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御報告ありがとうございます。こちらなんです、私は森下文化センターでよくこの展示を目にしておりまして、文化財の解除と共にこの展示もなくすということなんですか。

本多教育長 文化観光課長。

佐藤文化観光課長 こちらの展示はしばらく展示しておくということでございます。
以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 しばらくというのは、ある程度日程が決まっておりますでしょうか。できれば、森下二丁目なので、地元ですので、地域で御連絡だけは差し上げたいなという。最後だから見てねというのもできたらいいなと思っています。

本多教育長 文化観光課長。

佐藤文化観光課長 展示期間の周期までは確認しておりませんが、展示替えを定期的に行いますので、その頃になるかと考えております。
以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 じゃあ、すみません、いつまでの展示とか、何らか分かるような形で文化センターのほうにお伝えいただけますでしょうか。

佐藤文化観光課長 はい。

本多教育長 じゃあ、これについては後ほど御連絡いただくということで、よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

なお、ここで、文化観光課長につきましては、他の公務がございますので退席いたします。

続いて、報告事項1 令和4年第3回区議会定例会（教育委員会関係）についてを説明願います。

教育委員会事務局次長。

杉村事務局次長 それでは、令和4年第3回区議会定例会の教育委員会関係について御報告申し上げます。資料1を御覧願います。

令和4年第3回定例会は、9月14日の本会議で4名の代表質問があり、20日の継続本会議で9名の通告による質問が行われ、全体で41分の質疑がございました。このうち、教育関連では、資料に記載のとおり6本の質問がございましたが、質問と答弁の概要は記載のとおりでございますので、ここでは簡潔にポイントを絞って御報告させていただきます。

まず1人目、自民の若林しげる議員は代表質問で、教育に関する諸活動についてとして、学習におけるコロナ禍の影響と今後の課題、いじめの重大事案への対応と自己肯定感を高める取組、相談体制の充実についての質問がございました。学習面でマイナスの影響はなく、一人一台端末の効果が出ている。いじめの重大事案に対し、第三者による調査も想定し、問題解決に努めている。一人一台端末を活用した相談体制の確保とか、ヤングケアラー等の新たな課題に対する相談、支援体制の充実も検討していく旨の答弁をいたしております。

2人目、公明の河野清史議員は代表質問で、主に命を大切にする教育に関する質問があり、いじめ対策と組織的な対応と、児童・生徒のSOSの出し方教育に取り組んでいることや、今年度から電子申請により相談受付を開始し、ワンストップ型相談窓口の充実を努めている旨の答弁をいたしております。

3人目、共産の大嵩崎かおり議員は代表質問で、都立高校入試への英語スピーキングテスト導入、学校給食の無償化、校則の見直しについて質問があり、公平性等、受験生への対応など、英語スピーキングテストについて都教員の説明があり、導入中止を求める考えはない。また、学校給食の無償化についても現段階では考えはない旨の答弁をするとともに、校則の見直しについては、児童・生徒が主体となって見直しができるよう校長会に依頼している旨の答弁をいたしました。

4人目の公明の矢次浩二議員は通告質問で、ICT教育と特別支援教育について質問があり、一人一台端末の活用により個別の学びと協働的な学び等、学習面で工夫を凝らした取組を進めている旨、また特別支援教育については、設置校の拡充について引き続き検討していくほか、移動支援事業について利用方法のガイドラインを作成し周知を図っている旨の答弁をいたしました。

5人目の民政クの鬼頭たつや議員は通告質問で、教育施策の推進についてとして、自己肯定感に関する質問とコミュニティ・スクールに関する質問がございました。自己肯定感に関しては、コロナ禍で得られにくくなった達成感や有能感を味わえる取組を進めるとともに、ブリッジスクールと外部機関が連携している旨の答弁をするるとともに、コミュニティ・スクールについては令和5年度に小中合わせて3校設置予定であり、今後も順次設置校を増やす考えである旨の答弁をいたしました。

6人目の無所属の千葉早希恵議員は通告質問で、学校における子どもの権利についてとして、不登校対策、作業療法士の活用、性暴力対策についての質問がございました。不登校対策では、ブリッジスクールでは常に改善を図り、学校と家庭の連携事業について、配置校の拡大について、引き続き検討していく旨、作業療法士につきましては、都立特別支援学校のセンター的機能を活用しており、現代で活用する考えはない旨の答弁をするるとともに、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に基づき対策を強化している旨の答弁をいたしております。

一般質問につきましては以上でございます。

次に、特別委員会について御報告申し上げます。

9月22日に、一般会計補正予算（第3号）を審査する令和4年度予算審査特別委員会が開催されました。また、9月26日から10月3日にかけて、令和3年度決算を審査する令和3年度決算審査特別委員会が開催されております。

まず、補正予算の審査についてでございますが、9月2日の教育委員会定例会におきまして御決定いただきましたとおり、教育費の補正額は73億1,617万3,000円で、主な内容といたしましては、学校施設改築等基金積立金で69億6,686万3,000円の増額補正のほか、原油価格の高騰等に伴い不足する光熱水費を小学校・中学校・幼稚園の管理費におきましてそれぞれ増額してございます。

今回の補正予算におきましては、教育費に関する質疑は特段ございませんでしたが、民生費における質疑の中でヤングケアラーに関する質疑があり、教育委員会の事務局の担当課長が答弁してございます。

また、9月26日から10月3日にかけて、令和3年度決算を審査する令和3年度決算審査特別委員会が開催され、総括質疑では、令和3年度放課後支援の課題と成果、きつずクラブ事業、通学路安全対策事

業などが該当する施策8に対する外部評価結果などの質疑が各会派からございました。こちらにつきましては教育長による答弁等をしてございます。

また、教育費の審査では、資料1の7ページを御覧いただきたいと思いますが、こちらに記載のとおり、各会派9人から質疑がございまして、ICT教育、部活動の地域移行、スクールソーシャルワーカー活用事業などについて質問があり、教育長及び担当課長が答弁してございます。

次に、10月1日、文教委員会につきまして御報告申し上げます。恐れ入りますが、8ページを御覧願います。

議題は、記載の38件でございます。

まず、議題(1)議案第85号は、9月2日の教育委員会定例会で御審議の上、御決定いただいたもので、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償について、賛成全員で可決されております。

次に、議題(2)議案第86号、議題(3)議案第87号でございますが、どちらも定年延長に伴う地方公務員の一部改正により既定の整備をするもので、9月3日の教育委員会定例会で御審議の上、御決定いただいたものでございます。こちらにつきましても、委員会では賛成全員で可決されております。

次に、議題(4)から議題(36)までは、いずれも継続審査となっている陳情で、これまでの審議経過等を説明した後、引き続き継続審査となっております。

次に、議題(37)及び議題(38)の2件につきましては、新規に本委員会に付託された陳情でございます。

議題(37)4陳情第24号の2は、厚生委員会に審査が付託されている部分が、都立青海特別支援学校の児童増加に伴い、区内障害児向け放課後等デイサービスを増設することであり、文教委員会には、放課後等デイサービスの設置が困難な場合に学校内学童機能を求めるという陳情でございます。学校内に学童機能を整備することにつきましては、都立青海特別支援学校に空き教室等の余裕がないことや、通学児童が江東区のほかに千代田区、中央区など5区が通学区域となつてございまして、1区のみが実施することは困難であることを御説明し、継続審査となっております。

次に、議題(38)4陳情第25号でございます。ごちらは、一人一台端末の置き勉化・保管ルールの制定などを幼児・児童に求める陳情で、いわゆる置き勉など、端末を含めた荷物の持ち帰りの見直し等についてでございますが、こちらにつきましては校長会や副校長会を通じて、学校の状況に応じて見直すよう求めるなど、陳情の趣旨で求められている内容については既に行っている旨の説明を行い、継続審査となっております。

議題につきましては以上でございます。

次に、2の報告事項でございます。報告事項は資料に記載の5件でございますが、いずれも教育委員会におきまして御報告または御協議いただいている案件でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、大変長くなりましたが、令和4年第3回区議会定例会の報告とさせていただきます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございました。最初の、資料の2ページ目の中ほど、がん教育についてということで御質問があったという経緯を伺いましたけれども、このがん教育というものの概要とといいますか、あと、これまでの取組とこれからどういうふうにしていくのかということをお聞かせいただければありがたいです。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 がん教育についてですが、これは中学校の新学習指導要領にがん教育について記載が加わったことを受けて、全校でがんに関する啓発ですね、予防とか、あとは、実際になった方、がんサバイバーの方から話を聞くとか、医療関係の方から話を聞くなどして、日頃の生活の仕方とかそういったところを見直していくというような教育でございます。

令和4年度、今年度までに全中学校でがん教育を実施するという事になって、一応、一通り、外部講師も招いたがん教育の取組については終了する予定です。今後がん教育を続けていくということで、引き続き、外部講師等を招いた授業を今後も実施していく予定です。

本 多 教 育 長 よろしいですか。

安 部 委 員 はい。ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。
本田委員。

本 田 委 員 3ページの校則の見直しについてということなんです。各学校で児童・生徒が主体となって改めて見直しをというところがあるんですけども、見ていてそんなに校則は変わったのかなという気がするんですが、本当に校則の改正というのは進んでいるんでしょうかということが一つです。

なぜそんなことを言っているかということ、急に寒くなったりしたとき

に冬服のジャケットを着て行ったら、まだ衣替えじゃないのに何で着てくるんだというふうに指摘を受けたという例を聞きまして、制服なのにそんなことがあり得るのかなど。なので、そういう、何か、本当に校則の改正ってちゃんと生徒や保護者とかの意見が入っているのかなというふうに感じたので、どのような状況なのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 校則の見直しについては、ここにありますように、こども主体で考えるようにということで、生徒会等を通じて毎年見直しを行うように通知をしているところです。実際どうなのかというようなところでは、以前は、例えば下着の色であるとか、あとは靴下であるとか、そういったところの見直しが図られてきたという経緯があります。

今御指摘の冬服等の期間についてですけれども、各校によって差はあるかと思いますが、比較的柔軟な対応をしているというふうにこちらとしては認識しております。例えば、夏場、暑いところ、熱中症対策ということで、標準服で調節がつけづらい場合はジャージでもオーケーにするとか、あとは、寒くなって冬服に替わるところの移行期間を比較的長く実施するとか、あるいは、冬服・夏服は自分の判断で着用するとか、そういった見直しが図られているところです。

本 多 教 育 長 本田委員。

本 田 委 員 ありがとうございます。ということは、多分学校によって違う、多少差が出ていて、私が先ほど言ったような例がきっと出てきているんだなと思いました。そもそも移行期間というのを決めなきゃいけないのかという時点で、ちょっと微妙だなと思っています。

ガイドラインをつくらないということに関しては、例えばLGBTQとか、本当に学校単位で決めていいのかということも、どうなのかなというのはあるんですけれども、さっきの端末を持ち帰る・持ち帰らないとか、そういうのを各学校の判断というのは引き続きということで間違いはないでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 端末等の持ち帰り等についても、各学校によって使用の曜日であるとか時間割等で違ってくるところがありますので、一律に、この陳情にありましたように、例えば月曜日と金曜日は持ち帰りをしないとか、そういったふうに決めてしまいますと、家庭での学習であるとかそういった

ところに支障が出てくる学校ももちろんあるかなと思います。その際は、持ち物が重ならないように別のもの調整をすとか、学校のそういう工夫が必要かなというふうに思いますので、一律に決めるということあまり適切ではないのかなと考えております。

あと、ガイドラインについてですけれども、これは校則の見直しに当たって、見直しを導入するためのガイドラインであって、既に各学校では見直しが図られているというふうに認識していますので、改めてこのガイドラインをつくる必要もないというふうに答弁したところです。

以上です。

本多教育長 今お話があったことは、実は、先ほど次長から報告があった文教委員会の新規の陳情と非常に関係するところで、そのときに私のほうからも文教委員会でお話をさせていただきましたが、これ、そもそも、学校がこれまで当たり前になってきたことを大きく見直さなければいけないというところで、持ち物の置き勉だったりとか校則の細かいところというよりは、もっと広く考えて、こども一人一人の人権を尊重したときに果たしてこれは適切なのかという考え、それから、今まで当たり前で見直されなかったことをしっかり見直していこうというこの大きなうねりの中で、見ていかなきゃいけないという話をさせていただきました。ですので、今本田委員からあったことは、まさに大事なことだと思います。

今、実は幾つかの学校で、標準服の衣替えをなくす動きがやっと起きてきています。そもそも、僕が有明西学園にいたときは、開校からそれはなかったんですけれども、こどもたちによって、当然、寒さの感じ方は全然違います。年間通してそれをなくしたら、かなり長い間半袖で来る子もいるんですね。なので、やっぱり、それこそこどもたちが自分の健康を自分で管理して判断していくということにのっとれば、ルールを守ることではないところに視点を持っていくべきだと私も思っていて、今、中学校にはその投げかけを私も校長会でその都度しているところですけれども、徐々に変わる流れが起きていますので、そこを生徒たち中心に気づきながら変えていく、そういった作業に持っていこうと思っています。

室長からもありましたけれども、一律に教育委員会からこうなさいと流して変えることも、それは一つのやり方として、緊急であったりとかこどもたちの命に関わるようなことだと当然それは必要ですけれども、ここは、こども基本法にもありますように、こどもが主体的に関わるとか、こどもの意見表明だったりとか、参画だったり、そういったところを考えながらうまく学校に関わりたいと思っています。

今出た意見も学校に伝えながら、改革が進むように、私のほうでも見ていきたいと思っています。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

眞貝委員。

眞 貝 委 員 私も、朝の見守りで、小学校・中学校両方の児童・生徒が私の前を学校に行くために歩いているんですけれども、いつもいつも荷物が大変重いんですね。すごい量の荷物をしょったりして学校に行っているんで、学校に棚があって自分たちの物を入れられるようになっていっているんだから調整すればと言っても、いや、全部持って帰らなきゃいけないというふうになっていると。で、次の日また全部持っていく。だから、中学生ぐらいになったら自分で管理ができると思うんですね、必要なもの、必要でないもの。学校も少し、そういう面は柔軟になってほしいなど、私も常日頃思っておりました。そういうことが普及していけばいいかなと思った次第でございます。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 全部細かく調査したわけではないですけれども、置き勉等の見直しについては各学校で進んでいますので、全部持ち帰らなければいけないというようなところは、今、ないというふうに認識しております。ただ、やっぱり、それでも重いというようなところもありますし、その子の学習の状況によって、持ち帰らなければならないとかそういったこともありますので、各学校・学級で適切に、あまり過度な負担にならないように持ち帰りをさせるように、また改めて指導していきますけれども、学校では既に、何を持ち帰って何を置いておくかというところは生徒自身が考える、そういう学校も出てきていますので、やはり今後を考えていくと、そういったことも主体的に判断できる、そういう生徒を育てていくことが大事かなと思いますので、そのことも含めて各学校には指導してまいります。

以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

今の件も文教委員会としても話題になりまして、そもそも教育委員会では、ランドセルで登校しなさいというのは一切言っていないくて、にもかかわらず、やっぱりランドセルを買う文化というのは日本に根付いておりまして、そもそもランドセルが重いというところもあつたりとかございます。

また、先ほど来出ていますが、大事なのは、学校としてはこういうふうやっている、だけれども、あるクラスの先生がちゃんと伝えていないとかいうことがあると、やはりそこで、そのクラスにいる子どもたちにとってはよくないところもあります。そこが、徹底というところがどこまで行くかということですが、各学校には繰り返ししっかり

と伝えていきたいと思えます。

また、こどもたち一人一人を見ても、実は、毎回持ち帰らないと不安な子というのが中にはいまして、私も今まで見てきた学校の中で、持って帰らなくていいよと伝えても、不安で持って帰りたいと言う子も中にはいたり、非常に難しいところもあります。やはり、全体への指導と個へのフォローと、そういったところが必要になってくると思えますので、これも今、室長からありましたけれども、しっかりと学校に、対応できるように伝えていきたいと思えます。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和5年度当初予算要求についてを説明願います。

次長。

杉村事務局次長 令和5年度の当初予算要求について概要を御説明申し上げます。資料2を御覧願います。

令和5年度の予算要求は10月3日に締め切られ、現在、ヒアリング等が始まっております。今回の予算要求では、資料の上段に記載のとおり、教育委員会全体では327億5,000万円余で、4年度予算と比較して8億4,000万円余、2.5%の減となっております。

1の小中学校・幼稚園の学級等数及び児童等数につきましては、予算要求に当たっての基礎数値の推計を記載しております。小学校におきましては、学級数が27学級、児童数は530人、中学校で8学級、259人の増と見込んでおります。幼稚園につきましては、クラス数の増減はなく、園児数は67人の減と見込んでございます。

令和5年度予算はこの基礎データを基に要求しておりますが、このうち、新規・レベルアップ事業につきましては、2の重点課題及び課題解決に向けた取組を御覧願います。今回、新規事業が1事業、また、レベルアップ事業は14事業でございます。

初めに新規事業でございますが、幼稚園教育・保育の無償化の対象外で、小学校就学前の幼児を対象とした多様な集団活動事業を利用する者に対して、当該施設を利用する費用の一部を助成する、多様な集団活用利用支援事業の予算要求を行っております。

次に、レベルアップ事業、14事業について簡単に御説明申し上げます。

教育委員会運営事業として、教育委員会運営のデジタル化を推進するため、ウェブ会議による教育委員会の開催、資料のオンライン化を行います。

地域学校協働本部事業では、コミュニティ・スクール拡充のための環境整備等を行います。

2 ページを御覧いただけますでしょうか。

学校力向上事業では、こうとう学びスタンダードネクストステージの推進に向け、読解力・表現力向上のための専門的カリキュラム導入等を行います。また、外部人材の活用による教育の充実を図ってまいります。

部活動振興事業では、部活動指導員・外部指導員の拡充、地域・民間との連携等により、部活動の地域移行を進めてまいります。

学習支援事業では、個に応じた教育実現のための環境整備として、学習支援員の配置を拡充いたします。

スクールソーシャルワーカー活用事業は、訪問型支援体制の構築のため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充いたします。

放課後子どもプラン事業は、きつずクラブにおける医療的ケア児受入れの環境整備をいたします。また、きつずクラブ等に帰宅困難者用の資器材を整備いたします。

小学校管理運営事業及び中学校管理運営事業では、調べ学習の教材として活用するため、学校図書館への新聞の配備を行います。

小学校給食運営事業及び中学校給食運営事業では、学校給食に係る物価高騰対策を行ってまいります。

次に、幼稚園管理運営事業では、区立幼稚園における保護者への一斉・個別連絡、指導要録作成、登降園記録等の業務を I C T 化するため、園務支援システムを導入いたします。

幼稚園就園事務では、区立幼稚園における医療的ケア児の受入れの環境を整備します。

最後に、図書館管理運営事業では、区民の読書活動のさらなる推進のため、電子図書館の導入を要求してまいります。

以上が、新規・レベル事業として教育委員会事務局が予算要求を行っているものになります。

このほかの事業につきましては、経常経費または長期計画主要事業として予算要求を行ってございます。

別添の参考を御覧願います。こちらの主な内容について簡単に御説明申し上げますと、2 ページをお開きください。

1 9 番、教科書採択事業は、小学校教科書採択による増でございます。

同じく 2 ページの 2 2 番、中学生海外短期留学事業は、夏季休業中におけるカナダへの短期留学に係る経費でございます。

3 ページを御覧ください。2 9 番、健全育成事業では、学校と家庭の連携事業の新規 3 校の拡充を要求しております。

同じく 3 ページ、3 4 番、学習支援事業では、インクルーシブ教育推進のための学習支援員等の拡充を要求してございます。

4 ページを御覧願います。4 2 番、教育センター管理運営事業では、監視カメラの設置に係る工事請負費を要求してございます。

5 ページを御覧願います。5 0 番、きつずクラブ数矢改修事業は、工

事完了に伴う皆減でございまして、51番、きつずクラブ明治改修事業では、改修工事に伴うバス借上費用等が皆増となっております。

6ページを御覧願います。67番から72番までは、小学校改修事業に係る経費について、8ページの88番から90番までは、中学校の改修事業に係る経費について、それぞれ記載してございます。

9ページを御覧願います。106番、東雲図書館改修事業は、施設の老朽化に伴う工事請負費の増を要求してございます。

以上、簡単でございますが、令和5年度予算要求の概要とさせていただきます。

なお、今後のスケジュールでございますが、教育委員会の予算要求の首脳部ヒアリングが今月30日にございまして、その後、12月に区長査定を経まして経常経費内示があり、臨時経費につきましては、年明け1月に区長査定を経まして各部内示が行われる予定となっております。

なお、本資料につきましては、予算要求段階の内容となっておりますので、資料の取扱いについては御留意いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございました。資料2の新規事業の御説明のことについて教えていただきたいんですが、多様な集団活動事業というのは、ちょっと幾つか例をいただければなと思います。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 いわゆる保育の無償化の対象外というところで、簡単にいうとインターナショナルスクールとか、幼稚園類似施設、そういったものがあたり、そこに無償化の手が届いてないというところで、そこに補助金を出すという形で、国のほうが手挙げ式の制度にしていますので、援助ができればと考えております。
以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。ということは、非認可とかそういう、ある程度今まで手が届かなかったところに、同じようにこどものためにお金をということだと思っんですけども、お金を一緒に出すということは、それなりに行政としてもある程度言いたいことは言えるというか、その

代わり最低限言うことを聞いてねとかということで、一定の指示系統にもつながっていきますか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 国の補助要件というものがございまして、一定の要件というのは、時間数だとか保育士数何人とか、そういった部分が基準になっているので、園としての考え方とか教育方針等は特に議論になっているようなものではないのかなと認識しています。

以上です。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 3点、お聞きしたいと思うんですけれども、一つは、レベルアップ事業のコミュニティ・スクールの拡充1,700万円ですけれども、環境整備と書いてありますが、もう少し詳しく、どのような内容の予算になっているのかということ。

それから、部活動振興事業ですけれども、外部指導員導入ということで3,300万円という予算を立てておられますが、大体何校ぐらい、何部活動というんですかね、数と指導員何人ぐらいで何校に配置するというような内容がもし分かれば教えてください。

もう1点は、中学生の海外短期留学事業なんですけど、6,400万円、大きな金額ですが、ずっともうカナダが長いと思うんですけれども、そろそろ見直しをしてほかに変えようとかという議論はなかったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

本多教育長 3点ありましたので、順番にお願いします。

地域教育課長。

笠間地域教育課長 じゃあ、私のほうから地域学校協働本部事業につきまして御回答させていただきます。

まず、コミュニティ・スクールの拡充のためということでございまして、今現在、八名川小学校の1校のみということでございます。それを来年度から3校増やして4校体制にしようということを検討してございます。またこれは別途御報告させていただきたいと思っております。

内訳としましては、これまでコミュニティ・スクールの協議会を年3回やっていたのを5回に増やす。それと、コミュニティ・スクール・マイスターといいまして、今後コミュニティ・スクールをどんどん拡充していくに当たりまして、私ども行政の手だけだとかなり不足がちですので、マイスター制度も活用しまして、私どもと一緒にコミュニティ・ス

クールについて啓発だとか導入に向けて頑張ってくださいような方の人材育成に関する研修費用。

それと、キックオフイベントといいまして、現在、コミュニティ・スクールにつきましては、地域学校協働事業がかなりコロナ禍の関係で停滞しているといったことがございますので、こういったものを活性化するために、まず、コミュニティ・スクールを置いた学校につきまして今後3年間、イベント的なものをできるような予算を配当したいと考えてございます。それが1校当たり20万円、3年間で計60万円つくことで予算計上しておりますので、こういったものを活用しながら地域の活性化も図っていきたいと、そういったような内訳になってございます。

以上でございます。

本多教育長 教育支援課長。

守屋教育支援課長 私からは部活動振興事業の主な使途等についてお答えしたいと思います。

まず、部活動指導員につきまして、こちら、担任や教員に代わりまして顧問ができる、そうしたものを部活動指導員と呼んでおります。ですので、例えば試合、大会等に単独で引率ができるといった役割のもので、こちらは現在17名分の予算を確保しておるところなんです、次年度の要望といたしましては24校、中学校・義務教育学校後期課程1校1名はそういった人材が充てられるようにということで要求を出しているところでございます。

また、外部指導員に関しましては、顧問にはなれませんが実技指導ができるという存在です。こちら、出入りがありますが、大体年間130人程度運用しておりますけれども、来年度はその人数を1.5倍程度ということで、200人前後活用できるような形ということで要望を出しているところです。

また、地域・民間との連携等によりということなんですけれども、こちらに関しましては、令和7年度末までに休日の部活動の移行を段階的にというような話が出ておりますが、その中の初めの一歩といたしまして、例えば文化コミュニティ財団さんであるとか、もしくは健康スポーツ公社さんであるとか、もしくは、これからどうなっていくか分かりませんが民間事業者さんであるとか地域のスポーツ団体さんと連携していくことによって、子どもたちが、全部ではなくて部分的にそちらに参加していけるような、そのステップを築いていきたいと、そのようなことで予算を出しているところでございます。

以上でございます。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 中学生の短期留学についてですけれども、ここ数年実施できていませんが、これまでカナダのサレー市、スクォミッシュの受入れの実績がありますので、そこが絶たれない限りは、このままカナダへの留学を検討しています。受入れが困難になった場合については、新たな受入先とかそういったものについては検討していくというふうに考えております。

以上です。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、カナダのやつは、やはりホームステイを中心として今までやってきたので、そのラインはつなげてやっていきたいと。相手の事情が変わればまたほかを探さなきゃいけないんですけども。逆に言うと、カナダのサレー市じゃなきゃ駄目なのかというと、そういうことではなくて、どちらかといえば、ホームステイの体制が充実しているので継続しているという判断でしょうか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 他区の状況とかを見ましても、派遣先というのはいろいろあります。実際に授業が行われているところへ行って交流を行ったりとか、そういったものもありますけれども、今までもやっぱり受入れの実績がありますので、そこを踏まえて、今、変更についての検討は協議の中身に上がってきてないという状況でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

カナダへの短期留学については、私も実際に行っておりますので話をさせていただくと、30回を超える歴史がある中で、先ほど来、サレー市の話もありましたが、受け入れていただいているのはスクォミッシュなんですね。受け入れていただいているスクォミッシュの方々にとって素晴らしい方で、本当に子どもたちをしっかりと受け入れていただいているということと、スクォミッシュの環境がまた素晴らしいところもありまして、私も実際に行ってみて、ああここは素晴らしいなというのは、行って分かったところでもあります。

先ほど指導室長からもありましたけれども、じゃあ、実際、ほかのところにするという、変更する大きな理由というか、そういったものであったりとか、よりよくなっていくものというのがあれば、当然検討していく必要はあると思うんですけれども、現段階では、コロナで3年やってないという中で再開するに当たって、新たなところを見つけるというのも難しいということ。

ただ、再開するのも、これ、非常に難しく、今、丁寧に指導室はやり取りをカナダのほうとしていただいて、受入れが可能なかどうかというところについて確認をしていただき、当然、こどもたちの学びが深められることであつたりとか、また、安全に受け入れていただけるかということについても確認をしていただいているところであります。

しかしながら、この予算要望の額を見ていただいても分かるように、燃料費の高騰と円安の影響も多大にあるんじゃないかと思いますが、今までよりかなり高額になっておりますので、そういった部分については、今後の運用をどうしていくかということも、やはり全体的に考えていく必要があるかなというふうな状況であります。

しかしながら、先ほど来お話があるように、こどもたちにとって貴重な体験、それから有効な事業であるということで、今回新たに、今までやめていたものを再度要求させていただいたということです。

鈴木委員。

鈴木委員 私もサレー市に視察に行ったことがありまして、非常に森の中で、すごくいい環境の中で、いろいろ自然に携わったり、それから、向こうの御家庭の方と直接一緒に生活して英語を学んだり、自然を学んだり、いい環境だと思います、確かに。ただ、今言ったように、ちょっと遠いなということと、それから、金額に見合った成果がどうかということと、どんどん予算が、どの辺までが限界なのかなということとをちょっと思いながら。場所はいいということは、私も行ったので分かっていますが、少し検討されたらいかがかなと思いました。

以上です。

本多教育長 ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。
本田委員。

本田委員 放課後子どもプラン事業と幼稚園就園事務のところで、医療的ケア児受入れの環境整備についてです。ちょっと私の知識不足で申し訳ないんですが、今は医療的ケア児受入れの環境がないところから新たにするのか、それとも、今あるところをもっと強化するのか。そして、それによって、今まで躊躇していたこどもたちがもっと利用できるようになっていくという前提のもので、どのぐらいのことが計画されているのか、少し教えていただけるとうれしいです。

本多教育長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 私のほうから、子どもプラン事業の関係でちょっとお話しさせていた

だきます。

もともと医療的ケア児につきましては、令和3年6月に医療的ケア児支援法というものが新しく制定されまして、11月に施行されているという状況でございます。こちらの法律につきましては、医療的ケアが必要なお子様をいろんなところで受け入れていきたいと思いますという法律でございまして、これまできつずクラブ、幼稚園もこうしたお子さんを受け入れてなかったという状況でございます。

ただし、御自身で既に医療的ケアを行っているお子さん、例えば喀痰吸引を自分でできますよとかいうお子さんは、既にきつずクラブにも何名かいるという状況でございます。ただ、それが自分でできないお子様について、例えば専門職、看護師であったり、そうした方々を入れながら医療的ケア児を受け入れていくといったことが、今回新たな事業として組み込むということになってございます。

これは幼稚園のほうもきつずクラブのほうも、併せて保育園も同じように検討している、全庁的な動きの中で決まっているものでございます。

以上でございます。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 今回の答弁からもありましたように、幼稚園も同じように考えております。今まで就園相談の中で、お母さんが付添いで来ていただいた例、あと、主治医の先生が、やはり難しいというような判断で入れなかったというケースがありました。いずれにしても、幼稚園というのは看護師さんの配置が現在ゼロベースになりますので、そういったところの配置をして今後の受入れを図っていければと考えているところでございます。

以上でございます。

本田委員 ありがとうございます。

本多教育長 学校の現状について、教育支援課長。

守屋教育支援課長 医療的ケア児につきましては、小中学校、義務教育学校においては、従前から導入されているところでございます。実際に会計年度任用職員の看護師が1名おりまして、小学校、また、実は今年度、年度の途中から中学生の医療的ケアが必要なお子さんがおりますので、そちらに定期的に出向しているところでございます。小中学校年齢と幼稚園ときつずと、幅を広げて対応していく、そんなような流れになっております。

本多教育長 よろしいでしょうか。

本 田 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 まとめて言えなくてすみません。

まず、これはお願いというかあれなんですけれども、レベルアップ事業の教育委員会運営事業のところの、資料のオンライン化。これ、ぜひ進めていただきたいなと思っています。もう皆さん分かっていると思うんですけども、ここでもう山のようなこの紙の中で、パソコンは1台もないという状況で、ちょっと恥ずかしいのではないかと言われても仕方がないと思っています。我々も率先してICT化を進めるべきだなと考えています。

特に教育支援課さんは、こちらにいらして、すごい量の紙を持って庁舎のほうに行かれる姿を見ると、何とかしなきゃならないのではないかと思いますので、こどものためにも必要かもしれませんが、こちらはこちらで皆さんのためにも、それは結果としてこどものために必ずなると思いますので、進めていただければと思っています。

今度は、裏の一番最後、図書館管理運営事業についてなんですけれども、電子図書館を導入ということの現状の構想といますか、進み具合といますか、進んでいないのか、これからこうなんだというのがあれば、ちょっと概要だけでも教えていただけないでしょうか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

棚瀬江東図書館長 江東図書館では、昨年度末から館内で、職員のPTを組みまして、効果的な電子図書館の導入について検討を進めてまいりました。現状、電子図書館のタイトル数がまだ10万冊程度というところになりますので、当然、紙のほうと比べて、出版されているものが少ないといったようなところがございます。また、一般的に人気の新刊図書ですとか、人気作家のタイトルが、電子図書館用にはまだ発行されていないといったような現状がございます。

そういった中でも、図書館に来られない方へのサービスの拡充につながりますので、こういった現状の中でどう効果的に電子図書館を入れていけるのかといったところの視点から、PTを進めてきたところです。

現状、要求の方向性といたしましては、電子ならではの良さを活かせるといったところで、図鑑ですとか実用書、例えば旅行本ですとかレシピといったものはどんどん新しく内容が変わりますので、電子書籍と相性がいいといった部分もございます。また、特に一般向けよりは中高生向けの本のほうが、電子図書館では多めに発行されているといったとこ

ろもございますので、図書館に来られない高齢者、障害者の方、また子育て中の方も、当然、対象として考えていますが、江東区の今の予算要求の特徴としましては、小学校高学年から中高生世代のタイトルを多くそろえまして、こどもたちの読書活動の推進につなげていきたいということで、現在、要求の内容を進めているところでございます。

以上となります。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。続けてなんですけれども、電子書籍が、ありもののものを入れるということとは別に、例えば、江東区のみで貴重な本という、閲覧のみの持ち出し不可のものはたくさんあるんですよね。これはよその区からも、ここにしかないものというのは実は江東区はたくさんあって、自慢できるものなんですね。それを例えば江東区として自主的にスキャンするなどして電子書籍化するということは、検討されていますでしょうか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

棚瀬江東図書館長 今回の電子図書館の多くの自治体に入っているプラットフォーム上は、やはり、各自治体の独自資料を載せられる機能というものがございまして、既に入っている自治体でも、先行して貴重資料を公開しているところはございます。先ほど申しましたPTでも、一つのワーキンググループの中でそちらについて検討を進めておりまして、どういったものが公開に適しているか、著作権ですとか個人情報との関係がございまして、整理をしまして、優先順位をつけながら、電子図書館の中で公開していくということも、今、検討しているところでございます。

以上となります。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。安部委員。

安 部 委 員 すみません、一言だけ。ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思っています。江東区はその昔、戦時中みんなが疎開をしていたときに、江東区は本の疎開をしているという、すばらしいことをしている区なわけですよね。なので、もっと自慢してほしいです。教育に対しても頑張っているんだぞというのは、それは今も引き続きでやっていらっしゃるということなので、皆さんの誇りに思ってもらいたいなと、一緒にやっていければと思っています。よろしくお願いします。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 令和4年特別区職員の給与に関する報告及び勧告についてを説明願います。

庶務課長。

星名 庶務課長 それでは、私から報告事項3 令和4年特別区職員の給与に関する報告及び勧告について御説明をいたします。

地方公務員の給与につきましては、民間準拠を基本としてございます。特別区におきましても、特別区人事委員会が毎年、民間給与実態調査を行いまして、公民較差を算出し、職員の給与について勧告しているというところでございます。

令和4年度につきましては、10月11日に特別区人事委員会から勧告がなされましたので、その概要を報告するものでございます。資料3でございます。

今回の勧告のポイントにつきましては、上段四角囲みに記載のとおり、月例給、特別給共引上げとなっているところでございます。月例給につきましては、公民較差が896円あり、これを解消するため、初任給及び若年層の給料月額引上げ、特別給、いわゆるこれはボーナスというところですが、こちらについては、年間支給月数を現行の4.45月から4.55月へ、0.1月引き上げるという勧告でございます。

なお、特別給の引上げ分については、特別給は期末手当、勤勉手当とあるんですけれども、勤勉手当に割り振るという勧告がなされているところでございます。

この勧告のとおり給与改定が実施されますと、職員の平均年間給与が5万4,000円の増というところでございます。

恐れ入りますが、2ページを御覧ください。具体的な改定の内容についてでございます。

まず、給料表でございますが、行政職給料表（一）適用職員、これ、いわゆる我々の事務職員の給料表でございますけれども、こちらの初任給についてですが、Ⅰ類採用、大卒程度と言われるものについては、現行の18万3,700円から18万8,200円に、Ⅲ類採用、いわゆる高卒制度というところですが、こちらについては、14万7,100円から15万2,100円に改定というところでございます。

その他の給料表については、行政職給料表（一）に準じた改定とさせていただきます。

資料には記載がございませんが、教育委員会所管の幼稚園教育職員給料表の適用になります初任給につきましては、今回の勧告どおり実施されますと、大学卒については19万4,800円から19万9,500円に、短大卒につきましては、17万7,700円から18万2,500円

に改定となるというところでございます。

また、特別給の0.1月分の引上げにつきましては、先ほど申しあげましたとおり、勤勉手当に割り振ることとされてございまして、また、令和5年以降の特別給の支給につきまして、現行は6月、12月、3月の3回、特別給を支給しているんですけれども、こちらを6月、12月の2回にするという形になってございます。

給与改定につきましては、この後、特別区長会において勧告の実施について決定がされまして、職員団体との交渉を経て、各区で条例改正を行い実施されるものになってございます。本委員会におきましても、今後、実施内容に沿った条例改正を御審議いただく予定でございます。

なお、2ページ下段以降につきましては、人事・給与制度等に関する人事委員会の意見が記載されてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和4年度校園長・幼稚園副園長・教育管理職選考受験の状況についてを説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長 それでは、校園長・幼稚園副園長・教育管理職選考受験の状況について報告いたします。資料4を御覧ください。

初めに、幼稚園です。本年度は、園長選考受験者が1名おり、合格しました。副園長選考については、2次選考受験者が2名おりまして、最終合格発表は令和5年2月を予定しております。

次に、小学校です。校長選考の受験者が21名、そのうち8名が1次選考に合格しました。9月中旬から下旬にかけて2次選考の面接を行っております。また、主に指導主事となるA選考の受験者が4名、主に副校長となるB選考受験者が15名でございます。年齢50歳以上が対象で即戦力として翌年度承認となるC選考については、受験者が2名となっております。

次に、中学校です。校長選考の受験者が5名、そのうち5名が1次選考に合格しました。小学校同様、9月中旬から下旬にかけて2次選考の面接を行っております。中学校ではB選考受験者が4名おりますが、A選考及びC選考の受験者はおりません。

中学校副校長の人材確保については、全都的な課題となっております。今後も、管理職選考受験者の確保に向け、校園長会と連携しながら進めてまいります。

なお、小中学校の最終的な合格発表は11月末を予定しております。

報告は以上です。

本 多 教 育 長

本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 令和4年度「こうとう学びスタンダード定着度調査」の結果概要についてを説明願います。

指導室長。

飯 塚 指 導 室 長

それでは、令和4年度「こうとう学びスタンダード定着度調査」結果概要について御説明いたします。資料5を御覧ください。

今回の報告についてですけれども、全体の概要をお伝えするものです。今月末に細かい報告書が出来上がりますので、詳細部分につきましては11月に冊子を使って御説明させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、資料に沿って説明いたします。上段の部分を御覧ください。

調査の概要です。目的は、こどもに確実に身につけさせたい内容を明らかにし、全ての学校でその定着を目指す「こうとう学びスタンダード」の定着状況を把握するものです。令和4年度、今年度から、「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」の定着状況をより詳細に把握できるよう、習得した知識を応用するチャレンジ問題の問題数を多く設定するなど、問題内容を改定してございます。

2の調査対象ですけれども、小学校及び義務教育学校前期2年生から6年生の児童、そして中学校及び義務教育学校後期課程の全学年生徒でございます。

3の調査方法・内容については、選択、短答及びアンケート形式により実施され、学び方、体力、国語、算数、英語、中学校は数学になりますけれども、この項目について調査を行っております。

調査実施日は令和4年4月27日でございます。

続いて、結果の概要でございます。真ん中辺を御覧ください。表面が小学校・義務教育前期課程、裏面が後期課程また中学校というふうになっております。

全体としましては、問題内容が今年度改定されていますので、単純な経年比較はできない状況でございます。これについては、次年度以降、この新しい改定された問題で経年の変化を見ていきたいと考えております。

グラフを見ていただいて、どの教科でも、今までスタンダードの調査結果でいくと、8割以上が大体80%ぐらいの形で推移してきたかと思ひますけれども、これを見て分かりますとおり、チャレンジ問題の問題数が多くなった結果かなとは捉えています、定着率が今までの調査問題のところよりも全体的には下がっている状況でございます。

内容を見ましても、スタンダード問題、今までと同じような問題の正解率のほうが、チャレンジ問題の世界率よりも高いという状況でございます。つまり、基礎的な内容は定着しているけれども、チャレンジ問題、応用的な問題にはやはり課題が見られたということでございます。

小学校及び義務教育学校前期課程の国語スタンダードですけれども、どの学年も、考えを比較したり文章の構成を考えて書いたりする活動に課題が見られます。Chromebookを活用してお互いの考えを比較したり、スピーチや意見文の推こうを行ったりするなどの活動を充実させていきたいと考えております。

算数スタンダードは、やはり高学年になるほど、正解率80%以上の児童の割合は減少しています。これについては、デジタルドリル等を活用して、自己の課題に応じた問題に主体的に取り組む活動を充実させるなどして、各学年におけるスタンダードの定着を図ってまいります。

続いて、英語スタンダードですけれども、英語活動の時間は楽しいですかという質問項目について肯定的に回答した児童の割合は、学年が上がるほど減少している傾向にございます。これも、学習者用デジタル教科書を活用した、関心に応じた、英語の発音を繰り返し確認するとか、コンテンツを利用して内容の理解を深めたりするなど、楽しみながら学習できるようにすることが大切であると捉えております。

続いて裏面にいきまして、中学校及び義務教育学校後期課程ですけれども、国語スタンダードでは、やはり、自分の考えを適切な言葉で話す、自分の考えと比較して聞き目的に沿って話し合う、文章の展開や表現に気をつけて読み取るの項目で、課題が見られました。これについても、Chromebookを用いて必要な情報を収集したり、目的に応じて意見を伝え合ったりする活動を充実させてまいります。

数学スタンダードですけれども、質問項目なのですが、諦めずにいろいろな方法で考えていますかの項目について肯定的に回答している生徒は、正答率が高い状況にあります。図や式、言葉等でお互いの考えを説明、共有する活動を充実させ、様々な方法で問題について考える習慣を身につけられるよう、工夫して定着を図ってまいります。

英語スタンダードですけれども、英語でやり取りができますかの質問項目に肯定的に回答している生徒は、否定的に回答している生徒よりも正答率が高い傾向にございます。一人一人の理解度に応じて、学習者用デジタル教科書でネイティブの発音を確認し、生徒同士の対話活動に生かすなど、対話活動を充実させてまいります。

その他のところですが、下の部分になりますが、今回、一つ取り上げていますが、児童・生徒質問肢で、調査からChromebookに関するアンケート項目を設定しております。その中で、Chromebookを使った学習は楽しいですか、Chromebookを使った学習は分かりやすいですか、Chromebookを使用する際にはルールを守って使用していいですか、この3項目につ

いて調査をかけております。それぞれについて肯定的に回答している児童・生徒は、各調査の平均正答率が、否定的に回答している児童・生徒よりも高い傾向にありました。この結果は、GIGAスクール構想として配備されたChromebookを活用した授業実践の成果ではないかなと捉えております。

今後も、「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」を基軸に、Chromebookを活用しながら、主体的・対話的で深い学びを実現してまいります。

また、1単位時間の授業の中でこどもがわくわくするような課題設定を教員が工夫してこどもの学習意欲を高め、Chromebookを活用して一人一人が自分に合った学習方法で自力解決を図ったり、お互いの考えを瞬時に共有して対話活動を充実させたりするなど、こどもが主体的に学ぶことができる授業づくりを推進してまいります。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。

今回、概要ということで、また詳細な報告があります。じゃあ、概要でどう見るかということなんですが、裏面の中学校・義務教育学校後期課程のところを見ていただいて、中1・中2・中3の結果なんですけれども、内容が年々難しくなっていくと考えると、中1・中2・中3でちょっとずつパーセンテージが下がっていくというのは傾向として見えると思うんですが、スタンダード定着度調査は4月にやっていますので、前年度の学年のどれぐらい定着ができているか、それを見た上で、各学校でスタートに当たりそこを分析して、授業改善につなげていくというものです。

そう見たときに、中1の英語を見ていただくと、すごく出来がいいですよ。でも、中2でがくと落ちています。ここがやっぱりポイントで、こういったときにどう見るかということですが、要するに、6年生までの英語、表面の英語の結果を見ていただくと、非常に高いです。で、裏面の中1の結果の英語は高いということは、6年生までの内容はしっかりと身につけているけれど、中学に入ってから英語のところですとんと落ちています。要するに、そういったところでの学びの継続をどう指導改善していくかということと、小中で学びをどうつなげていくかという辺りのところを、ここからは見えてくるというふうに捉えられるかなと思っておりますので、今後も、小中で一緒にやっております英語教育専門委員会というのがございますので、その中で検討していくということであったり、調査をするための調査ではないので、これをどう改善に生かしていくかということで、今後それを指導改善につなげていく。

先ほども話がありましたが、ネクストステージというところでは、私は、授業改善から授業改革に進めていくぐらいの意識改革で授業を変えていけないといけないというふうに話をしておりますので、そういったところも含めて、全校、力を合わせてやってまいりたいと思っています。来月以降の詳細のところでもたまたま御意見をいただければと思います。

ありがとうございます。本報告について終了いたします。

それでは、報告事項6 令和5年度江東きつずクラブB登録児童募集についてを説明願います。

地域教育課長。

笠間地域教育課長 それでは、私のほうから令和5年度江東きつずクラブB登録児童募集について御説明させていただきます。お手数ですが、資料6をお願いいたします。

令和5年度の入会につきましては、例年と同様、11月11日発行の江東区報において案内を予定しております。本日はその概要を御報告するものでございます。

まず、1の令和5年4月1日入会に向けた集中募集期間でございます。こちら、令和4年12月1日から15日までの15日間の日程で行いたいと考えております。

次に、2の利用要件についてでございます。対象となる児童につきましては、記載の3点を全て満たす必要がございます。1点目は、区内に住所を有すること。2点目といたしましては、小学校3年生以下の児童、または特別支援学級や特別支援教室に在籍する4年生から6年生の児童であること。3点目といたしまして、保護者の就労などにより、放課後、家庭で適切な保護を受けることができない児童となります。

次に、3の開設日・開設時間等でございます。今年度と同様、変更等はありません。小学校内・小学校外クラブとも、月曜日から金曜日の放課後から18時までといたしまして、学校休業日につきましては朝8時から18時までといたしております。また、保護者の就労状況によりましては、夜19時までの延長利用ができるという状況でございます。

なお、潮見や塩浜など、記載の学校外クラブ4施設につきましては、今年度と同様、時間延長の実施はいたしません。

次に、4の費用についてでございます。こちらについても、これまでと同様、変更はありません。利用料は月額5,000円、そして、18時を超えて利用する場合は、月額1,000円の追加といったところでございます。また、おやつ代につきましては1,500円、障害に対する保険料として月額500円といたしております。

なお、これらの経費につきましては、住民税非課税世帯などに対し、利用料の免除のほか、間食費・保険料の助成もでございます。また、きつずクラブを兄弟姉妹で利用する場合につきましては、年長のお子さんの

利用料を5割減額をする対応もいたしております。

次に、5の今後のスケジュールについてでございます。集中募集期間にいただいた入会申請に基づきまして、保護者の就労状況などを12月中旬から2月にかけて審査いたし、来年2月下旬以降、審査結果に基づく利用承認通知書などの発送を行います。その後、各きつずクラブにおきまして、入会予定の保護者を対象にした入会説明会を開催いたします。

最後になりますが、参考として、今回の集中募集以降の二次、三次の募集について日程を記載してございます。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。1点、教えてください。集中募集期間というのが2週間ぐらいですよね。で、二次募集、三次募集がそれぞれ1.5か月間ぐらい期間があるという感じに見受けられるんですけども、もともとやっぱり保護者の方はお忙しいからこそここに預けるわけですよね。この2週間で集中で取るというのは、何か経緯というか背景があるのでしょうか。

本多教育長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 こちらの2週間の間で集中的に行うというのは、やはり、入室に向けた準備期間というのは、後ろのほうで余裕を持たせたほうが保護者は動きやすいであろうと。また、私どもの事務的な部分もございますが、中には障害をお持ちのお子さんだとか、就労要件が妥当なのかどうかといった、そういう審査の過程もございますので、一定程度の早めの募集をいただきまして、集中的にこちらのほうも審査を行う。

なお、二次、三次につきましては、それに漏れてしまった、例えば区外から区内へ転居されてきたりとか、そうした方を対象といたしましてこの二次、三次募集を考えているといったところでございます。

以上でございます。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。
それでは、以上をもちまして令和4年第10回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。